

令和 4 年 6 月 9 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03357

研究課題名(和文) 日本憲法研究の国際比較 - グローバル立憲主義の形成における日本憲法の寄与可能性

研究課題名(英文) International Comparison of Japanese Constitutional Studies

研究代表者

新井 誠 (ARAI, MAKOTO)

広島大学・人間社会科学研究科(法)・教授

研究者番号：20336415

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題は、グローバル立憲主義の形成の過程で日本憲法研究が寄与しうる点を見出すことにあった。そこで、世界に寄与し得る日本憲法研究の論点を検討しつつ、諸外国の日本憲法研究の状況を確認した。本研究では、世界各国で日本憲法研究への関心は高まりつつも、いくつかの理由から、各国の法学理論における影響力は今なお弱いことがわかった。他方、外国では日本憲法研究の情報が不足しており、英語などによる、日本からの発信が重要なことが再確認された(本研究では、日本憲法研究に関する情報発信を心がけた)。そうしたなか、日本に固有の問題を紹介するだけでなく、諸外国と日本との共通の課題の発信も重要であることがわかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従前の日本憲法学では、海外の憲法とその運用に関する情報や理論を一方向的に日本に持ち込み検証をすることが多く、日本の憲法やその運用に関する議論は海外でどのように寄与できるのかといった視点はあまり重視されてこなかったように思われる。これに対して本研究は、その点に意識的に取り組み、海外における日本憲法研究の状況調査や日本憲法研究に関する外国語での発信をし、国内外に一定のインパクトを与えたといえる。こうしたことから、従前の研究手法との比較においてオリジナルな取組みをするなかで、日本憲法(論)に関するグローバルな可能性を切り開くことができた点について、一定の学術的意義や社会的意義があると考えられる。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to identify points in which Japanese constitutional studies contribute to the process of shaping global constitutionalism. Therefore, we examined the issues of them and reviewed the status of Japanese constitutional studies in other countries. This study found that, although the interest in Japanese constitutional law research is growing worldwide, its influence on legal theory in various countries is still not great because of some reasons. On the other hand, there is a lack of sufficient information on Japanese studies in other countries, and we reaffirmed the importance of disseminating information from Japan in English or any other languages (In this task, we tried to write some documents on the study of Japanese constitutional law that would be useful in other countries by using foreign languages). We also found it important not only to introduce issues specific to Japan, but also to discuss issues that are common to both Japan and other countries.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法 比較憲法 外国憲法 グローバル立憲主義 日本憲法学

## 1. 研究開始当初の背景

本研究課題は「日本憲法研究の国際比較 グローバル立憲主義の形成における日本憲法の寄与可能性」とするタイトルのもとで遂行された。本研究を開始した当初には、次のような背景があった。

### (1) グローバル化の中における憲法学のあり方

第1に、グローバル化により、世界あるいは日本における社会科学のあり方が、大きな変化の時期を迎えているといった時代状況があった。そうしたなかで、憲法学をめくっても、自国内における対話だけではなく、世界的に対話を広げる必要性があることが指摘される状況になってきていた。さらに、日本がこれまで重視してきたような欧米諸国との間での比較憲法(学)に留まらず、広範な国々を対象とする比較憲法(学)が、世界レベルで増加していることにも注目しなければならなくなった。

### (2) 日本憲法学のこれまでとこれから

第2に、グローバル化の中の日本憲法学が、今後、どのような方向に向かうことが望まれるのか、そして、従前の日本憲法学の方法論には、どのような限界があるのか、といったことを確認することが重要であるとの認識が深まりつつあった。日本では、憲法(学)の模範が、これまで特に欧米諸国に求められてきており、それらの国々から学び取った諸価値が多面にわたって継承されながら、他方で、日本独自の「混合法」的秩序が形成されてきたといえる。そして、そうした現象自体、世界的にも注目を持たれる可能性を秘めているはずであった。しかし、そうした事情が、十分、世界的に知られているとはいえないようにも思われるなかで、本研究課題の研究代表者と研究分担者は、日本における憲法研究者もまた、諸外国における日本憲法研究の位置づけを改めて知ること、そして、グローバルな立憲主義の形成の過程に一定の寄与を果たすため、その可能性を探ること、がそれぞれ必要ではないか、と考えるに至った。

とはいえ、従前の研究では、それらのことが十分に実践されてきたのかどうかは、やや心もとない部分があった。その原因として主にふたつのことが考えられた。

ひとつとして、特に欧米諸国では、日本の憲法や政治などへの興味・関心は、「理論」面よりも「地域」面に向けられており、フラットな憲法理論の相互参照は、十分に顧みられなかったように感じられる状況が見られたからである。もうひとつとして、日本側の問題として、日本国内の憲法研究では、欧米諸国を中心とする外国憲法研究を実施する際に、その成果を国内の研究者向けに発信する、片務的理論構築が中心となってきており、日本における憲法研究自体、諸外国において影響を与える可能性があることについて、十分な関心を向けてこなかったという事情があったからである。

### (3) 世界における日本憲法(学)のこれから

第3に、以上の事情もありながらも、近年では日本国内でも、グローバルな視点からの国内規範形成への関心も強くなってきていることが重要である。また、欧米諸国などの研究者が、日本を含む非欧米諸国の法・政治に関する理論や実践に、少しずつ関心を向ける状況も見られることも、様々な学術的海外交流を通じて確認されてきている。そうしたことをふまえて、日本憲法学でも、国内で完結する従前型の憲法学から、アウトバウンドを意識した研究スタイルへの転換を、部分的であったとしても図ることによって、世界において日本(憲法)研究が寄与する可能性を高めることができるのではないかと、といった問題意識に基づく課題の設定をするに至った。

## 2. 研究の目的

本研究課題の研究代表者と分担研究者は、それ以前に、諸外国における日本憲法研究状況調査を目的として実施された科研費・基盤研究C「欧米諸国における日本憲法研究をめぐる憲法学的検証」(平成25~27年度)(研究代表者:新井誠)に基づく研究を実施してきている。本研究課題も、まずはそこから着想を得たものであり、本研究課題によって従前の研究をさらに発展的に継承しようと考えたものであったといえる。そこで、従前の研究課題を実施するなかで見えてきたいくつかの課題をふまえつつ、本研究課題では、次のような目標を立てて研究を遂行した。

まず、各国における日本憲法研究の状況をさらに深く観察し、各国における日本の法や政治への興味関心の対象などを確認しながら、各国間における日本研究をめぐる差異などについて検証することが目指された。

次に、諸外国における日本憲法学へのアプローチの仕方につき、日本側による積極的な研究発信を通じて、一定程度の変換ができるのかどうかについて検討していく、といった目標もあった。

そして、特に欧米諸国の理論に関する片務的分析が主眼に置かれてきた日本憲法学の現況を反省しつつ、アジア諸国の観察を含む広範な比較憲法の可能性をひらきながら、従前の言語的障壁を超えた、国家間のフラットな参照手法について開拓していきたいと考えていた。

### 3. 研究の方法

以上の研究目的を達成するため、かつての科研費課題である「欧米諸国における日本憲法研究をめぐる憲法学的検証」で実施してきた研究活動をさらに継続的かつ発展的に進め、本研究課題の下では、主に次のような研究方法を採りながら、研究活動を展開してきた。

#### (1) 研究代表者・研究分担者による各自の分担に沿った研究

まずは、研究代表者・研究分担者に割り当てられた役務に従い、各自の研究分担に沿った研究活動を行ってきた。たとえば、図書館などで日本憲法研究に関する資料を調査しつつ、一定の研究調査の成果が整った段階において、各研究者が、国内外の学会、研究会等において研究報告を行ってきた。研究代表者及び研究分担者のうち、その数名は、国際色のある学会・研究会において、英語その他の外国語を用いながら、研究報告（「学会発表」欄の2017年、2018年、2019年分を参照。）をしたことで、外国の研究者に向けた日本憲法研究の情報発信自体を行うことができた。これらによって、グローバルな立憲主義の形成過程において、世界の研究者や実務家が日本憲法研究を参照する契機となるような活動が、一定レベルで、できたと考えられる。その他にも、日本語報告でありながら、通訳を介して、日本憲法研究に関する国際的対話をできたケース（「学会発表」欄の2019年分を参照。）もあり、同様に、海外への日本憲法研究への寄与ができたと思われる。なお、海外に向けた報告に限らず、国内で行われた学会や研究会において、本研究課題に関連する研究報告が見られたことも示しておきたい（たとえば「学会発表」欄の2017年、2018年などの分を参照）。

#### (2) 面会調査・研究に関する懇談などの実施

本研究課題の研究期間においては、研究代表者・研究分担者（の一部）が、海外に出向き、面会調査などを通じて、かの地の日本研究の具体的な状況などを知ることができた。たとえば、フランスでは、東洋関係の資料を収集する図書館に務める日本人職員との面談をし、当該図書館における日本（憲法）研究関連書籍の収集方法などに関するヒアリングを実施した。その他、フランス人の日本政治研究者との面談をし、専門的な情報提供を受けた（以上のふたつは、2018年度に実施）。

また、同様のことは日本国内でも実施している。具体的には、例えば、フランスで研究活動をしているオーストリア出身の著名な公法学者の来日にあたり、本研究課題の研究代表者・研究分担者が主に参加して実施された研究会において、同氏から、ドイツ語圏やフランス語圏から見た日本憲法研究に関する関心などについて話を聞いている（2017年度）。その他、日本で平和学などの研究を進める留学生（欧州、アジア）から、日本において研究をすることの意義に加え、日本の平和学の特徴や出身国における日本への関心などの状況などについて話を聞く機会を設けた（2021年度）。さらに、近年、海外において長期留学や研修に出かけた日本人の憲法研究者に対し、留学・研修国（ドイツ、フランス）における日本憲法研究の状況や、発信すべき情報に関する情報提供を受ける機会を設けた（2017年度、2021年度）。以上の面談調査については、本研究課題の研究代表者や研究分担者（の一部）が参加して実施された。

#### (3) 研究報告・講演のための研究会等の実施

本研究活動では、上記（2）の活動に加えて、ゲストの研究者による研究報告会を複数回実施している。

2017年度には、計量的な手法を用いながら日本国憲法と他国の諸憲法の比較研究を行っている政治学研究者をゲストに迎え、研究報告会を実施した。

2018年度には、アイルランドやエストニアの公法研究者をゲストに迎えた研究報告会を実施した。さらに、研究分担者（岡田）が当時所属していた白鷗大学で開催された、グローバル化の中の比較憲法の課題について検討する講演会では、ゲスト講演の後、研究代表者・研究分担者がパネリストとなり、ゲストとの間で意見交換を実施している。その講演録と研究代表者・研究分担者によるコメントは、『白鷗大学法政策研究所年報』12号（2019年）に掲載されている。

2019年度には、すでに事前に面会その他を通じて交流を重ねてきた、フランス在住のフランス人の日本政治研究者を日本に招聘し、本研究課題に関する2回の研究講演会を開催した（うち1回は、他の科研費プロジェクトが招聘した別の外国人研究者2名の研究講演とともに、共同研究会の形式で実施された）。本研究課題の科研費で招聘した研究者の2回の講演内容は、広島大学内の紀要『広島法科大学院論集』17号（2021年）に掲載されている。これらには、本研究課題の研究代表者・研究分担者の他、本研究課題に関心を持つその他複数の研究者の参加があった。

以上の他、本研究課題に基づいて開催した研究会において、本研究課題に取り組む研究分担者による研究報告を実施することにより、研究代表者・研究分担者間における問題意識の共有を図ることも行っている（たとえば、2017年度、2021年度）。

#### (4) 研究成果の報告・公開

本研究課題では、日本憲法研究を海外に向けて発信すること自体が、研究の目的にもなってい

た。そこで、本研究課題の研究代表者や研究分担者が、日本憲法研究の特徴などについて英語その他の外国語によって紹介、検討をする論稿を複数刊行した（「主な論文発表等」欄の2018年、2019年分や「図書」欄の2021年分を参照）。また、同じく、本研究課題の研究代表者や研究分担者が、日本国内への発信として、日本憲法学に関する諸問題について比較憲法のアプローチを用いて検討しながら日本憲法研究の寄与可能性もさぐる諸論稿を発表している（これについて「主な論文発表等」欄の本研究期間全体を参照）。

#### 4. 研究成果

##### (1) 研究の主な成果

本研究課題の研究を実施したことによる主な成果は、次の通りである。

なによりも示したいのは、日本憲法研究の寄与の仕方をめぐる従前の議論に比べた場合の、新たな発見である。従前の日本における憲法の国際比較研究では、各国間の共通部分や相違点を見出しながら、とりわけ日本自体の諸外国との間の特異性をあぶり出す作業が多く見られたように思われる。そうしたなかで、日本における憲法運用や憲法学説を外国へ発信する場合には、日本に固有の運用や議論について重きをおいた発信を心がけることこそ、各国やあるいはグローバル立憲主義の形成における寄与の度合いが高まるのではないかと、といったことが意識されてきたといえるかもしれない。

しかし、上記のフランス人の日本政治研究者による研究講演などを通じて得られたこととして挙げておきたいのは、様々な事象に関する、国を超えた共通性が意外に多いという点である。そうしたなかで、日本憲法がグローバルな立憲主義の形成において寄与すべき点は、日本における特殊な事象のみならず、世界各国にとって、より共通的に問題や課題となっていることへの解決策などの提示でもあることがわかった（このことに関連して、「主な論文発表等」内に示されている、上述の外国人研究者の講演録『広島法科大学院論集』17号（2021年）を特に参照）。

他方、日本をめぐる様々な研究については、言語上の問題があるのか、世界的に公開されている論文等が少ないことも問題となっている。また、外国における日本研究に関する事情（日本研究を実施する研究機関の状況や日本研究者の育成の仕方）なども、日本研究 特に日本の法・政治研究など の推進を図るうえでの様々な障壁ともなっているようである。国によっては、日本に関する法・政治研究は、法学・政治学分野よりも日本学の領域で実施される場合も多い。そうしたこともあるのか、日本に関する日本憲法研究は、諸外国の法学研究領域で、それほどまでの大きな影響を与えてはいないのが、やはり実情のようである。他方で、諸外国における日本研究の場では、実証的な研究に基づく理由付けではなく、いまだに日本の伝統的な神秘主義や精神論が語られる場面もあることも聞く。現在のヨーロッパにおける日本研究サークルでは、そうしたことから脱却などが大きなテーマとなっているようであり、日本から適格な情報の提供があることが益々重要となっている。こうしたことを知り得たのも本研究課題の成果の一部である。

##### (2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

そうしたなかで、日本憲法等に関する実証的研究を、英語その他の外国語によって発信すること自体に、今もなお固有の意味があることが、これまで以上に判明したとあってよい。そして、本研究課題に基づく研究自体もまた、国内外の研究に対して、積極的な役割を果たしていることが判る場面も見られたことは特筆される。

たとえば、「主な発表論文等」内に記載している、本研究課題の研究分担者（横大道）による英語の研究論文「Constitutional Stability in Japan not due to popular approval」（2019年）は、日本の立憲主義の特徴を的確に海外に発信したものと注目されるが、他の英語論文（Tsebelis, G. (2022). Constitutional Rigidity Matters: A Veto Players Approach. *British Journal of Political Science*, 52(1), 280-299. doi:10.1017/S0007123420000411）においてリファードされていることを挙げておきたい。こうした現象は、日本憲法研究そのものが、日本という地域研究の枠を超えた、グローバルな社会科学の材料として認識されるようになってきている証左ともいえる。

本研究課題は、今後世界的に発信が求められる日本憲法学に対しても大きなインパクトがあったといえるが、さらに加えて、本研究課題に基づいて発表された外国語の論文などが、海外における日本憲法学への関心の拡大をさらに進展させる契機ともなっている部分も見られることから、国外でも一定のインパクトがあったことが認められる。

##### (3) 今後の展望

本研究課題では、アジアにおける日本憲法研究の影響なども検証することを予定していたが、その部分がやや少なめになったともいえるかもしれない。本研究テーマは、広く地球規模（グローバル）での、日本憲法研究の理論その他の部分における寄与可能性を追究していたこともあり、そうした部分の検証をさらに引き続き行っていくことが課題となる。

また、本研究課題を通じて、憲法学という枠組みに限らず、国際的な日本研究という枠組みとのコラボなどが求められている気配も感じることができた。今後、こうした研究課題を発展的に実施していくにあたって、憲法学を超えた国際日本研究の視点から得られる見地を踏まえて、日本憲法研究のさらなるグローバルな寄与可能性を考えていきたいと思う。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計21件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 9件）

1. 著者名 徳永貴志	4. 巻 1565号
2. 論文標題 海外法律情報 フランス 気候変動対策と気候変動に対する回復力の強化	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 47-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 新井誠、（翻訳）水田昌子、（監修）オリヴィエ・カミ	4. 巻 17号
2. 論文標題 【講演録】 Problemes juridiques relatifs au tatouage au Japon（新井誠「解題」191-192頁）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 広島大学法科大学院論集	6. 最初と最後の頁 183-192
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15027/50649	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 アルノ・グリヴォ（解題、新井誠）	4. 巻 17号
2. 論文標題 【講演録】 フランスから見た日本政治 比較研究の意義（新井誠「解題」158-159頁）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 広島大学法科大学院論集	6. 最初と最後の頁 133-159
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15027/50647	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 アルノ・グリヴォ（解題、新井誠）	4. 巻 17号
2. 論文標題 【講演録】 政治任用の視点から見た日本の政官関係（新井誠「解題」181-182頁）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 広島大学法科大学院論集	6. 最初と最後の頁 161-182
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15027/50648	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 木下和朗、佐々木弘通、田近肇	4. 巻 82号
2. 論文標題 《学界展望》 憲法（木下和朗「三 統治機構」269-279頁）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 公法研究	6. 最初と最後の頁 249-279
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Satoshi YOKODAIDO	4. 巻 20-2
2. 論文標題 Constitutional stability in japan not due to popular approval	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 German Law Journal	6. 最初と最後の頁 263-283
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1017/glj.2019.16	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 新井誠	4. 巻 30号
2. 論文標題 自己統治原理と国際人権をめぐる問題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 46-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡田順太	4. 巻 47
2. 論文標題 天皇の代替わりをめぐる 比較憲法の視点から	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 熊本学園大学海外事情研究	6. 最初と最後の頁 141-163
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 徳永貴志	4. 巻 1540号
2. 論文標題 海外法律情報 / フランス エネルギーと気候に関する法律	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 68-68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 徳永貴志	4. 巻 30号
2. 論文標題 選挙区の変更、政見放送時間の配分、及び施行日に関する規定 欧州議会議員選挙に関する2018年6月25日の法律第2018-509号	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日仏法学	6. 最初と最後の頁 113-116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木下和朗	4. 巻 5号
2. 論文標題 日本における首相統治の制度基盤とその統制-その憲法上の含意	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 憲法研究	6. 最初と最後の頁 61-72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 新井誠、小谷順子、木下和朗、徳永貴志、横大道聡、岡田順太、他	4. 巻 12号
2. 論文標題 「コメント」( [講演会] 山元一「グローバル立憲主義と比較憲法の展望 「市民社会」志向の憲法学は可能か? 」に対するもの)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 白鷗大学法政策研究所年報	6. 最初と最後の頁 102,118
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 吉田俊弘・横大道聡	4. 巻 459号
2. 論文標題 探究する憲法 問いから始める道案内（第9回）憲法はどのように国際社会と向き合うのか	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 58,65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小谷順子	4. 巻 3号
2. 論文標題 「記憶の法」、ヘイトスピーチ規制 ヨーロッパ、南アフリカ共和国、日本	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 憲法研究	6. 最初と最後の頁 55,70
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 新井誠	4. 巻 29号
2. 論文標題 日本国憲法における統治の基本概念と諸構想	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 憲法問題	6. 最初と最後の頁 48,58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 YOKO DAIDO SATOSHI	4. 巻 22-1
2. 論文標題 Book Review: Tochi Kiko no Kenpo Koso (Constitutional Framework of the Government), by Makoto Oishi. Kyoto: Horitsu Bunkasha 2016	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Social Science Japan Journal	6. 最初と最後の頁 151,154
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1093/ssjj/jyy026	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -



1. 著者名 木下和朗	4. 巻 67巻1号
2. 論文標題 イギリスにおける人権保障	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 岡山大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 142[37],108[71]
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 小谷順子	4. 巻 45号
2. 論文標題 Proceed with Caution: Hate Speech Regulation in Japan	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Hastings Constitutional Law Quarterly	6. 最初と最後の頁 603,622
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 小谷順子	4. 巻 91巻1号
2. 論文標題 アメリカの公共交通システムにおける憎悪煽動的な意見広告 (ヘイト・スピーチ) の規制についての一考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学研究 (慶應義塾大学)	6. 最初と最後の頁 261,284
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小谷順子	4. 巻 29号
2. 論文標題 憎悪表現 (ヘイトスピーチ) への対応と憲法	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 比較憲法学研究	6. 最初と最後の頁 1,22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡田順太（他2名）	4. 巻 247号
2. 論文標題 〔鼎談〕憲法のこれから	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 『憲法のこれから』（別冊法学セミナー）	6. 最初と最後の頁 211,237
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計22件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 7件）

1. 発表者名 岡田順太
2. 発表標題 比較憲法的に見た日本の結社法の特異性
3. 学会等名 本科研に基づく研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 横大道聡
2. 発表標題 比較で見る二院制
3. 学会等名 本科研に基づく研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 徳永貴志
2. 発表標題 東京都武蔵野市住民投票条例について
3. 学会等名 ILERI（フランス・国際関係学院）でのオンライン研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 新井誠
2. 発表標題 日本におけるイレズミをめぐる法的諸問題（日本語報告）
3. 学会等名 CONFERENCE EN LIGNE（仏日間オンライン研究会）:Problemes juridiques relatifs au tatouage au Japon
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 徳永貴志
2. 発表標題 日本における新型コロナウイルス感染症への法的対応とその問題点（フランス語報告）
3. 学会等名 CONFERENCE EN LIGNE（仏日間オンライン研究会）:Des Mesures juridiques relatives a la Covid-19 au Japon
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Junko KOTANI
2. 発表標題 Campus Harassment Codes in Japan: Racist Speech and Higher Education
3. 学会等名 Asian Law and Society Association 2019 OSAKA（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Junko KOTANI
2. 発表標題 Governing Time, History, and Memory through Law in Japan
3. 学会等名 Conference: Memory Laws in Europe and Beyond: Toward Ethical Governance of Historical Narratives（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Takashi TOKUNAGA
2. 発表標題 Gouvernement de coalition et deliberation parlementaire au Japon
3. 学会等名 13e SEMINAIRE FRANCO-JAPONAIS DE DROIT PUBLIC (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Makoto ARAI
2. 発表標題 La Chambre des conseillers et le systeme representatif du Japon
3. 学会等名 13e SEMINAIRE FRANCO-JAPONAIS DE DROIT PUBLIC (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 木下和朗
2. 発表標題 イギリス議会下院議員選挙制度における憲法上の規律
3. 学会等名 日本選挙学会2019年度総会・研究会分科会H (法律部会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 徳永貴志
2. 発表標題 フランスにおける選挙制度をめぐる憲法上の規律
3. 学会等名 日本選挙学会2019年度総会・研究会分科会H (法律部会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Junko Kotani
2. 発表標題 The Response of the Academic Community to the Problems of Racist Hate Speech in Japan
3. 学会等名 ALSA 2018 Conference (Asian Law and Society Association) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Junko Kotani
2. 発表標題 Racist Hate Speech and the Constitution of Japan
3. 学会等名 World Congress of Constitutional Law 2018 Seoul (International Association of Constitutional Law) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Satoshi Yokodaido
2. 発表標題 Constitutional Stability in Japan Not Due to Popular Approval
3. 学会等名 2019 Yonsei Law and Politics Winter Workshop: Theorizing Constitutionalism: Hisory, Politics, and Legitimacy
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 木下和朗
2. 発表標題 La procedure parlementaire et le temps dans la Diète japonaise (日本語報告)
3. 学会等名 Journee d'etudes 《Democratie, Constitution et Parlement au Japon: le systeme de representation a l'epreuve》 (INALCO, Paris)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 新井誠
2. 発表標題 Le bicamérisme et la représentation populaire a la Diète japonaise (日本語報告)
3. 学会等名 Journée d'études 《Democratie, Constitution et Parlement au Japon: le système de représentation a l'épreuve》 (INALCO, Paris)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 新井誠
2. 発表標題 自己統治原理と国際人権をめぐる問題
3. 学会等名 国際人権法学会第30回研究大会(名城大学)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 新井誠
2. 発表標題 La révision de la Constitution japonaise ; comparaison avec la France
3. 学会等名 Workshop franco-japonais "Constitutionnalisme, Justice et Societe"
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 徳永貴志
2. 発表標題 Le pacifisme constitutionnel japonais et le droit de légitime défense collective
3. 学会等名 Workshop franco-japonais "Constitutionnalisme, Justice et Societe"
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 新井誠
2. 発表標題 日本国憲法における統治システムの基本概念と諸構想
3. 学会等名 全国憲法研究会春季研究集会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 小谷順子
2. 発表標題 Countering Racist Speech in Japan after the Enactment of Unfair Discriminatory Speech and Behavior Act of 2016
3. 学会等名 International Meeting on Law and Society Mexico City 2017 (Law and Society Association) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 横大道聡
2. 発表標題 表現の自由論の「輸入」史 アメリカ憲法(学)の影響を中心に
3. 学会等名 「日本憲法研究の国際比較」研究会(本科研費に基づく研究報告会)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計7件

1. 著者名 中村 睦男、佐々木 雅寿、寺島 壽一(以上編著)、岩本一郎、大島佳代子、木下和朗、齊藤正彰(以上、共著者)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 三省堂	5. 総ページ数 320
3. 書名 はじめての憲法学 第4版	

1. 著者名 Luis Roberto Barroso、Richard Albert (以上、編者)、Satoshi Yokodaido (他、多数)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Published by the Program on Constitutional Studies at the University of Texas at Austin in collaboration with the International Forum on the Future of Constitutionalism	5. 総ページ数 330
3. 書名 The 2020 International Review of Constitutional Reform	

1. 著者名 Joulien Boudon(以上編者)、Makoto Arai, Takashi Tokunaga(他、多数)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Societe Legislation Comparee	5. 総ページ数 400
3. 書名 L'irreductible originalite des systemes constitutionnels a la lumiere des experiences francaise et japonaise	

1. 著者名 駒村圭吾・吉見俊哉編著(前記編著者他、山崎友也、新井誠、西村裕一、横大道聡、片桐直人、原田一明、水谷瑛嗣郎、岡田順太、手塚崇聡、瑞慶山広大、野口健格、愛敬浩二、青井未帆、キムソンホ)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 385 (47-68、93-117、201-230)
3. 書名 戦後日本憲政史講義 もうひとつの戦後史(新井誠「第2章 日本国憲法の誕生(2) 新生日本の基礎形成」、横大道聡「第4章 60年安保闘争と民主主義」、岡田順太「第8章 混沌化する政治」)	

1. 著者名 ヤニヴ・ロズナイ(山元一・横大道聡監訳(前記監訳者他、山本健人、吉川智志、栗島智明、大野悠介、岡田順太、松村芳明、手塚崇聡、瑞慶山広大〔訳〕))	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 513 (25-68、292-324、417-431)
3. 書名 憲法改正が「違憲」になるとき(横大道聡(訳)「第1章 明文による憲法改正禁止」、岡田順太(訳)「第6章 憲法改正権のスペクトラム」、横大道聡(訳)「結論」)	



1. 著者名 Mart Susi (ed.), (横大道聡Satoshi YOKODAI DOが共著)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 400( 354-370 )
3. 書名 Human Rights, Digital Society and the Law	

1. 著者名 憲法理論研究会編(著者21名中、発表〔分担〕者：横大道聡)	4. 発行年 2018年
2. 出版社 敬文堂	5. 総ページ数 254( 61-66 )
3. 書名 『憲法理論叢書26 岐路に立つ立憲主義』(うち、横大道聡「憲法のデザイン」61-66頁)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	岡田 順太 (Okada Junta)  (20382690)	獨協大学・法学部・教授  (32406)	
研究分担者	小谷 順子 (Kotani Junko)  (40359972)	静岡大学・人文社会科学部・教授  (13801)	
研究分担者	横大道 聡 (Yokodaido Satoshi)  (40452924)	慶應義塾大学・法務研究科(三田)・教授  (32612)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	徳永 貴志  (Tokunaga Takashi)  (50546992)	和光大学・経済経営学部・教授    (32688)	
研究分担者	木下 和朗  (Kinoshita Kazuaki)  (80284727)	岡山大学・法務学域・教授    (15301)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 「議会と時間」研究会	開催年 2020年～2020年
----------------------	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------